

3月1日に引き続き、通告順に発言を許します。

田原洋子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原議員。〔7番 田原洋子君登壇〕

○7番（田原洋子君）

おはようございます。私の名前は、田原洋子です。

初めに、2月23日に島道雪崩災害において、お亡くなりになった方のご冥福と、突然大切な方を失われたご家族、ご友人の皆様のお心が一日も早く癒えますようお祈りします。

また、捜索救助活動に当たられた消防、警察、消防団、県機動隊をはじめ、関係者の皆様、そして、長野県から緊急出動をしていただいた、笑顔プロジェクトのバギー隊と災害救助犬チームの皆様にお礼を申し上げます。

では、通告書に基づき、1回目の質問をさせていただきます。

1、来海沢地区地すべり災害の復興状況について。

令和3年3月4日に発生した来海沢地区地すべり災害から、明日で1年がたちます。

令和3年8月15日には来海沢地区の県道東側、令和3年10月20日には県道西側の2世帯6人を除き避難指示解除がされましたが、令和4年2月14日からは再度県道西側7世帯17人に対し避難指示が出されました。

県道東側の住民は、避難指示解除後も度重なる土石流センサーの反応や大雨による避難が続き、夜もよく眠れないなど心労が絶えません。

県道西側の住民は、いつになったら日常生活に戻れるのか、不安な日々を過ごしています。

また、来海沢地区から市野々地区と御前山地区に通じる県道が冬季期間、夕方5時から翌朝7時までは通行止めとなっているため、不便な生活を送っています。

これらを踏まえ、以下の項目について伺います。

(1) 精神的ケアはどのように行っていますか。

(2) 避難解除のめどは立っていますか。

(3) 農地農業用施設の復興状況はどうですか。

(4) 冬季期間、緊急ルートとなっている根知方向の除雪はどうなっていますか。

(5) 県道が緊急で通行止めになったときに、御前山地区、市野々地区に取り残された方の孤立対策はどうなっていますか。

(6) 県道が通行止めになったときに、住民以外に知らせる方法は、どのような手段がありますか。

2、骨髄移植について。

公益財団法人日本骨髄バンクによると、白血病などの血液疾患により骨髄移植で適合するドナーが見つかる確率は、血のつながっていない他人では数百から数万分の一と言われています。

骨髄移植のチャンスを得るためには、1人でも多くのドナー登録が必要となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、1年間の新規ドナー登録者は2018年度の4万9,151人から減り続け、2020年度には2万7,218人と2万人以上減っています。

骨髄バンクのドナー登録者は令和3年3月末現在約53万人ですが、40代と50代が約6割を占めています。

骨髄・末梢血幹細胞を実際に提供できるのは55歳以下であるため、もしこのまま新しい登録者がなく10数年がたつと登録者が半減します。

また、適合するドナー候補者が見つかったとしても、ドナーの健康状態などにより骨髄液の提供ができない場合があります。

さらに、骨髄液採取時に通常3泊4日の入院が必要で、骨髄液提供前後の健康診断やドナーが骨髄移植に伴う貧血を軽減するため、骨髄液提供前にあらかじめ自分の血液を採血し、保存を行うため、8日間ほど平日の日中に通院しなければならず、仕事などの都合がつかないことから、必ずしもドナー候補者が骨髄液を提供できるとは限りません。

このため、企業・団体によっては、骨髄液提供のために有給休暇を使うのではなく、特別休暇として認める「ドナー休暇制度」を導入しています。

ドナーが骨髄液などの提供に必要な通院・入院をした場合、市町村がドナーやドナーが勤務する事業所等に対して助成を行う「骨髄移植ドナー支援制度」は、新潟県30市町村のうち、令和4年2月1日現在21市町ありますが、残念なことに糸魚川市には「骨髄移植ドナー支援制度」がありません。

これらを踏まえ、以下の項目について伺います。

- (1) 骨髄移植ドナー支援制度を導入する考えはありますか。
- (2) 新潟県に対し、骨髄移植ドナー支援制度の予算補助を求めることは検討していますか。
- (3) 糸魚川市内でドナー休暇制度を導入している企業・団体はありますか。
- (4) 公務員にはドナー休暇制度が認められていますが、糸魚川市職員でドナー登録をしている人は、何人いますか。
- (5) 糸魚川市出身で骨髄移植を行った俳優が主演し、糸魚川でもロケが行われた映画を上映する予定はありますか。
- (6) ドナー登録の啓発活動は、行っていますか。

3、合理的配慮について。

合理的配慮とは、障害者手帳を持っている方に限らず、障害のある方が、日常生活や社会生活の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としていると意思が伝えられたときに、別のやり方を提案することを含め、話し合い、対応することです。

平成28年4月1日より施行された「障害者差別解消法」（正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）により、行政機関や企業などの事業者には、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供義務が課せられています。

「障害者差別解消法」で定められている合理的配慮は、努力義務とした上で、自主的な取組を促すこととしていますが、令和3年6月4日に改正法が公布されたため、施行後は民間事業者における合理的配慮の提供は義務となります。

また、平成28年4月1日より施行された「改正障害者雇用促進法」（正式名称「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」）には、雇用分野における合理的配慮が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除いて、義務づけられています。

これらを踏まえ、以下の項目について伺います。

- (1) 音声メニューや耳マークなど意思疎通ツールの作成、折り畳みスロープや順番呼出しブザーなどによる環境配慮物品の購入、手すりや障害者優先駐車場整備などの環境配慮工事に対する「糸魚川市障害者理解促進事業」の申請は、今までに何件ありますか。
- (2) 事業主に対して合理的配慮の啓発活動は、行われていますか。
- (3) 学校での合理的配慮は、どのように取り組まれていますか。
- (4) 糸魚川市役所では、合理的配慮の事例はありますか。
- (5) 発達障害者に対して、合理的配慮は推進されていますか。
- (6) 発達障害者は自分の特性を知り、それを相手方に伝えることが必要ですが、特性を知るための診断はどこで受けられますか。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

田原洋子議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、地区役員のほか、地区住民の皆さんとの情報共有の場を定期的に設け、対策工事の進捗状況などをお伝えするほか、地区からの要望等をお聞きし、対応いたしております。

2点目につきましては、雪解けに伴う地下水位等の観測データを見ながら判断してまいります。

3点目につきましては、国の災害査定を終え、現在、詳細設計を行っており、早期復旧に努めてまいります。

4点目につきましては、道路管理者である県が、積雪状況を見ながら、適宜、道路除雪を実施いたしております。

5点目につきましては、市野々会館を一時避難所として開設する対応をいたしてありまして、備蓄を配備いたしてあります。

6点目につきましては、防災行政無線や、安心メールで周知する対応をいたしてあります。

2番目の1点目につきましては、新年度からドナー登録支援制度を導入することにしてあります。

2点目につきましては、市長会を通じて要望いたしてあります。

3点目につきましては、社会福祉協議会や糸魚川総合病院が導入いたしてあります。

4点目につきましては、職員の登録状況は、個人のことでもあり、確認はいたしておりません。

5点目につきましては、当市での上映に向けて準備をいたしてあります。

6点目につきましては、広報誌やホームページなどで周知・啓発を行っております。

3点目の1点目につきましては、これまでに5件の申請がありました。

2点目につきましては、障害者理解促進の研修会について幅広く市民の参加を呼びかけ、周知に努めてあります。また、福祉事務所から事業主に対して啓発を行っております。

3点目につきましては、生活の状況を十分把握し、子供や保護者と合意形成を図りながら、計画

的に支援を行っております。

4点目につきましては、窓口カウンターへの筆談ボードや耳マーク設置などの取組を実施いたしております。

5点目につきましては、はったつ応援事業講演会、バタバタまつりなどにおいて、周知をいたしております。

6点目につきましては、精神科、小児科等で診断を受けられます。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますのでよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。

○7番（田原洋子君）

まず、来海沢地区地すべり災害について、再質問いたします。

10月23日に行われた避難訓練では、住民の方が、「俺、足痛めて、すぐに動けんし、おっかないそい、下におれる間はおらしてもらおうと思うとる。」と苦しい胸のうちを話してくださいました。住み慣れた来海沢に戻りたい。だけど、避難先での暮らしに慣れ始めている。来海沢にいれば、畑をしたりお茶のみ友達もいるけれど、避難先では、テレビが相手だということです。健康状態はもちろんのこと、先が見えないことで、これからの生活をどうするか、そのような相談はできているのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

小林消防長。〔消防長 小林正広君登壇〕

○消防長（小林正広君）

おはようございます。

お答えいたします。

住民への説明等につきましては、主に工事の進捗だとか、現場の状況、今後の状況、工事のこれからの進展、そういったことをお伝えする中で、安心してもらうということを中心に、説明会等を開いて、情報をお流ししているところでございます。

今ほどご質問のありました今後の生活、そういった部分については、まだ、個々にそのような相談というところまでは、いってないのが現状でございます。

また、今後、地区の役員さん等々を通じて、どういったことで相談体制を取っていけばいいか、そういったところも併せて、相談をさせてもらいたいというふうに思っております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。

○7番（田原洋子君）

雪が解けたら、春になったら、半年後、1年後、その先と、一人一人の事情を考慮して、ケアを続けてください。

また、それを取りまとめている区長さんはじめ、役員の皆様の負担も大きくなっていると考えられますので、フォローをしていただければと思います。

次に、避難解除のめどについてお伺いします。

今年も例年のように積雪が多くなっています。当初の予定から工事が遅れているなど、進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

斉藤建設課長。〔建設課長 斉藤 浩君登壇〕

○建設課長（斉藤 浩君）

おはようございます。

工事の状況ということでございますが、地滑り対策工事につきましては、県の農林振興部の治山災害復旧工事では、既に発注しております暗渠工、集水井工、アンカー工、谷止め工など、12月完了を目指して、雪消え後に着手するというふうに伺っております。それから、さらに地滑りの安全率を高めるための追加工事につきましても、観測結果を基に今後発注するというふうに伺っております。

市の橋りょうの災害復旧工事、普通河川災害復旧工事、農地・農業用施設災害復旧工事につきましても、工事場所が重複することから、県と連携を図りながら、被災者の方が一日も早くお戻りになるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。

○7番（田原洋子君）

安全第一で復旧工事を進め、もしスケジュールに遅れや変更などが出た場合は、丁寧に説明をお願いします。

続いて、（3）の農地・農業用施設の復興状況について、お伺いします。

昨年1年耕作ができなかったことで、雑草が生えたり、土が固くなったりしていると思います。耕作を再開するとき、何か支援策はあるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

木島農林水産課長。〔農林水産課長 木島美和子君登壇〕

○農林水産課長（木島美和子君）

議員おっしゃいますように、耕作を再開するに当たっては、雑草等の対応というのが必要になってきます。そういった点につきましては、JA、それから県等の関係機関の協力も得まして、私どもも、農業者の方への指導なりを徹底してまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。

○7番（田原洋子君）

大切な田んぼです。今後、耕作を諦めるということがないようにお願いします。

次に、（４）冬季期間の緊急ルートとなっている根知方向の除雪と、（５）県道が、緊急で通行止めになったときの孤立対策について、お伺いします。

根知ルートの除雪は、積雪状況に応じてということだったのですが、除雪をする場合、具体的に時間はどのぐらいかかるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

斉藤建設課長。〔建設課長 斉藤 浩君登壇〕

○建設課長（斉藤 浩君）

根知方向の緊急ルートの除雪、県道の除雪の状況につきましては、除雪の延長が2.7キロ、それから上野方向から御前山方向へロータリー除雪機、雪を飛ばすやつですかね、それで行っております。除雪を行うタイミングは、根知地域でまとまった降雪があったときに、根知地域の早朝除雪が完了後に、日中除雪で対応しております。それから、除雪の回数は、おおむね1週間に1回から2回、今まで合計9回実施し、1回当たりの時間は、3から5時間だそうです。常に通行できる状況を確認しているわけではなくて、来海沢地区の県道が通行止めになった場合、3から5時間の作業で通行できるよう除雪体制を取っております。

昨日、現地を見てきたんですが、御前山で積雪深が2.5メートル、除雪を行った県道は、舗装面がきれいに出ておりました。また、積雪量を見ながらになります。昨年と同様に市道御前山線、それから高皿圃場農道の除雪を行い、御前山、市野々地区、来海沢西側地区の迂回ルートの確保を行ってまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。

○7番（田原洋子君）

冬季期間でも、家の様子を確認するために、市野々、御前山に行かれる方や、頼まれて除雪に行く方もいます。万が一、冬季期間急に通行止めになり、3時間から5時間、足止めをされたときに、市野々会館が解放され、備品もあるということで安心しました。これに関連して、（６）県道が、夏場通行止めになったとき、住民以外に知らせる方法については、三峡パークがかなり最近、キャンプなどアウトドアで人気になっております。管理棟かトイレに、注意喚起の紙を掲示するなり、もう少し周知が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

木島農林水産課長。〔農林水産課長 木島美和子君登壇〕

○農林水産課長（木島美和子君）

三峽パークの利用者の方向けに、根知方面に行く県道の分岐点のところにも看板が必要かと思えますし、そこへ行く前に、園内に周知看板等の設置を今検討しているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。

○7番（田原洋子君）

周知の徹底をお願いします。

この県道以外のルートである根知ルートと水保ルートについては、道幅が狭く、カーブが多いため、すれ違い箇所を知らないと、対向車が来た場合、後退するのが大変です。すれ違いのために、幅寄せをしたら、雑草で側溝が見えず、脱輪をした方がいるということもお聞きしております。路肩の草刈りをもう少し行っていただけないか、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

斉藤建設課長。〔建設課長 斉藤 浩君登壇〕

○建設課長（斉藤 浩君）

市道御前山線につきましては、市野々の区長さんからも去年、要望がありまして、待避帯というんですか、少し幾つか造ったんですが、草刈りも2回ほど実施させていただきました。また、今年も現地を見ながら、対応させてもらいたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。

○7番（田原洋子君）

全ルートを全て草刈りするのは、時間も手間もかかるとは思いますが、住民の方から、せめてカーブの先の対向車が見えるように、カーブの内側とかそういった重点なところだけでも優先的にお願いしますということをお願いいたします。

では、ここで2月26日にフォッサマグナミュージアムで行われた糸魚川ジオパーク学術奨励事業研究成果発表会で、来海沢地区で発生した地滑りについてをテーマにした方の中から、来海沢付近の土砂の特徴について、ご紹介いたします。

来海沢付近は、フォッサマグナの海底にあった泥岩、（泥の岩と書きます）から成る崩れやすい根知層を海底火山の噴出物から形成される海川層が覆っていて、今回の大規模な地滑りは、古い地滑りの再活動と考えられる。

来海沢の土砂を分析すると、①比較的少ない含水比で液状になりやすい。②透水性が低く、水を逃さないため土砂が液状になる。③土砂が流動する過程で、粒子破碎を起こし、緩やかな傾斜でも長距離を滑るという内容がありました。つまり、来海沢の土砂崩れを防ぐためには、土砂に含まれる水をいかに抜くかがポイントになります。

そこで、市民の方から寄せられた提案を紹介します。

それは、コンクリートで造る破防堰堤だけではなく、木を植えるアイデアです。糸魚川の木であるブナは、水分を好み、土壌からたくさんの水を吸い上げるためにしっかりと根を張ります。また、

ブナの森は、ふかふかした柔らかいスポンジのようになっている、緑のダムとも言われています。多く植林されているスギですが、同じ西海地区内では、台風の影響で土砂崩れがあり、土砂をかぶったスギの木は、立ち枯れています。今後、復興工事が進み、植林を行う際には、土砂災害に強い木を植えるお考えはありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

木島農林水産課長。〔農林水産課長 木島美和子君登壇〕

○農林水産課長（木島美和子君）

ご提案の件につきましては、住民の方から県の職員のほうにも、そのようなご提案をいただいております。今、県で進めています復旧工事、ハード整備に併せまして、またそういった植林等の対応も、県のほうでも検討してまいりたいということで返答されておりましたので、市としても、また樹種等を含めて、県のほうと連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。

○7番（田原洋子君）

今日の新聞のテレビ欄を見ますと、今日の夕方の県内ニュースでも、この来海沢の土砂災害について取り上げる局がございます。災害というのは、糸魚川大火もそうですが、忘れないということが大切です。もし、植林事業を行うときは、子供たち、将来を担っていく人たちを含め、多くの方が参加できるような内容を希望します。

それでは、2の骨髄移植について、再質問をします。

骨髄移植ドナー支援制度が、来年度から始まるということですが、市民や事業者に対して、もっと周知、このタイミングでしていくべきだと思います。具体的な、今方法はご検討されていますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

池田健康増進課長。〔健康増進課長 池田 隆君登壇〕

○健康増進課長（池田 隆君）

今ほどありましたように、新年度、予算がつけば、制度については検討していきたいということでもあります。これまでもホームページであったり市の広報紙であったり、昨年ですと、たしか8月号で大きく取り上げて、広報をしてまいりました。

また、田原議員からお話がありましたように、糸魚川市出身の方の映画等もありますので、こういうことを捉えながら、これを契機として、さらに市民の皆さんに周知、あるいは啓発について、進めていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。

○7番（田原洋子君）

骨髄移植ドナーに対しては、市町村が主導で助成制度を導入した場合、県が予算の半分を市町村へ補助する制度は、47都道府県のうち、令和3年12月21日現在では、20都府県で、やっぱり残念なことに、新潟県ではその中に入っていません。先ほど市長会などを通じて、県に要請しているということなのですが、県だけではなく、命を救うという行動になりますので、国への働きを、併せて行うことを要望いたします。

また、ドナー登録をするためには、一番近くて上越の保健所に行く必要があり、毎週火曜日9時から11時となっています。この登録のために、仕事を休んだ場合、ドナー休暇制度は使えるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

池田健康増進課長。〔健康増進課長 池田 隆君登壇〕

○健康増進課長（池田 隆君）

今、制度について課内で練っておりますけども、そういうものにも利用できるような、そんな制度にしていきたいというふうに今考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。

○7番（田原洋子君）

ドナー登録が、命を救う初めの一歩となります。糸魚川の保健所でも開設日を設けるとか、移動献血会場によっては、ドナー登録の受付ができる場合があります。糸魚川市役所には、定期的に献血バスが来ております。その際に、一緒に働きかけを行うなど、検討をお願いいたします。

また、次に、先ほど話していた主演男性が、糸魚川市出身の映画について、今回3月に開催予定だった文化協会フェスティバルが中止となり、それに伴う講演会も中止となってしまいました。この主演俳優と監督が、登壇される予定の講演会をととても楽しみにされていた市民の方から、講演会だけでも後日行えないのかという声が届いております。後日、講演会を開催する予定は、あるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

池田健康増進課長。〔健康増進課長 池田 隆君登壇〕

○健康増進課長（池田 隆君）

今、具体的な計画というのはありませんけども、せっかく糸魚川の出身の俳優が出演される映画でありますので、また、その関係者の方の講演については、上映も含めて、今後検討してみたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。

○7番（田原洋子君）

講演会、映画の公開、啓発活動、期待したいと思います。

続いて、3の合理的配慮について、再質問します。

(1)の糸魚川市障害者理解促進事業について、市民の方から、バスにはスロープがついているのかとお聞きされました。ステップがない低床バス、乗りやすいバスの運行ルートは限られているため、段差が大きい従来型のバスは乗れない。また、高速バスもステップが高いので利用できないという声があります。

また、聴覚障害の方からは、順番呼び出しブザーが、病院にないとお聞きしたことがあります。こちらから直接、事業者に対して言い出しにくいので、福祉事務所に申出をしたら、福祉事務所から対象事業主に、このような支援制度があるので、取り組みませんかとアプローチはしていただけますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

嶋田福祉事務所長。〔福祉事務所長 嶋田 猛君登壇〕

○福祉事務所長（嶋田 猛君）

おはようございます。

お答えいたします。

今ほど具体的な例といたしまして、バスでの低床、私も時々路線バスを利用しますが、低床バスを利用するという事は、あまりない状況でございます。具体的事例といたしまして、バスの乗り降りのしやすさ、また、病院での呼び出しのブザーというふうなお話がありましたので、そういった点につきましては、各関係機関のほうとお話をしまして、こういった事業のほうの導入といたしますか、そういったものを進めていただくよう調整してまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。

○7番（田原洋子君）

昨日、ビーチホールまがたまで行われた講演会で、登壇された講師の方は、日本というのは点字ブロック、ピンポン、あとパッポパッポとかいうような歩行者信号に音が出るとかいったバード面は、世界トップレベルだとお聞きしました。

ただ、必要なのは、気持ち的なフォロー、バリアフリーが進んでないというご意見がありました。ぜひ気づかないところで配慮が必要な場合があると思いますので、積極的な取組を行ってください。

では、続いて、学校での取組をお伺いします。

合理的配慮を行う場合、子供たちの気持ちの中で、あの子だけ特別扱いされてずるいとか、逆に配慮されていることに対して、無関心ではいけないと思います。

また、当事者、保護者だけではなく、周りの保護者の方の理解も不可欠だと思いますが、合理的配慮について、学ぶ機会はあるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

富永こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 富永浩文君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（富永浩文君）

お答えいたします。

合理的配慮については、いろいろな障害、特性を持つ子供たちにとって、多様化しておりますので、重要になってきているというふうに考えています。学校のほうでは、学習の時間や様々な場面において、子供たちに対して啓発を行っておりますし、校内の施設、あるいは掲示物等の環境を整える中で、子供たちに自然に分かる形で啓発を行っておりますし、また、保護者会等におきましても、そういった学校の取組については積極的にPRするように努め、関心を高める、理解を深めるように取り組んでいるところであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。

○7番（田原洋子君）

合理的配慮というと、どうしてもスロープや呼び出しブザーなど、物理的なものが思い浮かびますが、精神的なものに対しても行われるべきです。学校では、そのような取組が進んでおりますが、2004年に施行、2016年に法改定された発達障害者支援法は、発達障害にある方の早期発見と支援を目的としております。2004年に施行ということは、約20年前で、私たち40代より上の方は、既にもう大人になっていて、学校で学ぶ機会がなかった世代です。それまでは、発達障害についての明確な定義や支援がなく、知的障害を伴わない発達障害のある人は、学校や職場など、様々な場面で大きな困難を抱えつつも、支援を受けられずにいました。特に社会に出てから人間関係がうまくいかないため、仕事が長続きしない。体調が安定しないため、長時間働けないなど、経済的に自立できないことがあります。

それで、お聞きします。

発達障害の方の特性と、それが働く上で必要となる具体的な合理的配慮は、どのようなものがあるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

嶋田福祉事務所長。〔福祉事務所長 嶋田 猛君登壇〕

○福祉事務所長（嶋田 猛君）

お答えいたします。

発達障害につきましても、人それぞれ異なるものでありますし、なかなか外から見てても分からない部分、日頃、仕事等の中でそういった部分が見えてくるものであります。

まずは、その方の特徴といいますか、特性を知る中で、それを改めるということではなくて、仕事しやすく、また、生活しやすく、周りが合わせていくといったことが大切になるというふうに捉えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。

○7番（田原洋子君）

発達障害の方の特性として、耳からの情報が処理しにくい、理解しにくいとかということがあり

ます。例えば職場で、口頭で仕事の指示をした場合、それがあまり理解できなくて、仕事のミスにつながる。それが叱責とかにつながって、仕事に行く意欲がなくなるという負のループがございませぬ。例えばこれを解決するためには、口頭だけではなくて、メモに書いて渡す。図にして渡すという、分かりやすくなる方が多くいらっしゃると思います。そのような小さな工夫で、従業員の方が生き生きと働ける、働きやすくなるという取組が必要なのですが、そのような周知とかは、企業に対して行われていますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

嶋田福祉事務所長。〔福祉事務所長 嶋田 猛君登壇〕

○福祉事務所長（嶋田 猛君）

お答えいたします。

具体的に企業に対しまして、そういった合理的配慮について直接周知をしたということは、今までございません。全体の中で説明してるところでございますが、先ほどの障害者の理解促進事業などを通じまして、そういった制度を利用、また企業の中での理解を求めるよう、今後とも取組を進めてまいります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。

○7番（田原洋子君）

特性を生かすということは、人それぞれに差があると思います。例えば今、新型コロナウイルス感染症でテレワークが進んでいるということがあり、例えば人と接するのが苦手な方は、テレワークで仕事をする。例えば時間にとらわれず、仕事をするということができると思います。求人を行う段階で配慮ができることも多々あると思われまますので、そういったことに働きかけもお願いしたいと思ひます。

そして、2月28日の保坂議員の一般質問で、鶴本教育長は、「社会に参加する権利が糸魚川では弱いと感じている。」と答弁をされています。働くことは、お金を稼いで生活するだけではありません。

米田市長にお伺ひします。

誰でも社会に参加するためには、どのような施策が必要で、そのためには何から始めたらよいのでしょうか。市長の考えをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

誰しもが、やはりそこに住んでいける環境というのは、大切だと思ひております。それに本当に今、いろんな現象が起きとる中で、それをどのように連携を取りながら、生活化していくかというのは、非常にまた、生まれ育っただけではなくて、広くやはり生活圏というのは、いろいろなもの

があらうと思うわけでございますので、そういったところにも提供できるような、やはり教育なりをできるような環境づくりをしながら、いろんなお持ちの皆様も一緒になってやれるような環境というのは、大事だと思っております。そうするにはやはり、市民の皆さんとの情報共有をしっかりとしながら、そのようにみんなで連携を取っていく形は、必要だと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。

○7番（田原洋子君）

1月20日に、糸魚川市こころの総合ケアセンターで開催された第22回バタバタまつりの講演会、「行列のできるかも！？法律相談 これってどうなの？あったらいいなを学ぶ差別解消法」で、パネラーとして、糸魚川市聾唖協会の方がおられました。その中で、今まで我慢するのが当たり前で、我慢することに慣れてしまっている。ラーメン屋では、メニューを指さして、しょうゆラーメン、みそラーメンと注文ができるが、麺を固め、味はちょっと薄くというような注文は、しにくいと伝えておられました。こういう内容は、当事者や家族だけではなく、周りにいる私たちも、どこに困ったこと、不便なことがないか、考える必要があることだと思います。

また、発達障害の理解がないことで、特性から起こることを親のしつけが悪いとかというふうに誤解されて悩んでる方も多くいらっしゃると思います。

私たちは、機械ではなく人間です。一人一人の顔が違うように、得意なことばかりではなく、苦手なことは必ずあります。それをお互い理解すること、小さなことでもできることから取り組むことが、誰もが安心して暮らせる糸魚川をつくると思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、田原洋子議員の質問が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を10時50分といたします。

〈午前10時44分 休憩〉

〈午前10時50分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、横山人美議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

横山議員。〔3番 横山人美君登壇〕

○3番（横山人美君）

みらい創造クラブの横山人美でございます。

発言通告書に基づき、1回目の質問をさせていただきます。